第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				
第68条の　第　項第　号				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

記載要領

１　この様式は、連結法人（法人税法第２条第12号の７の４に規定する連結法人をいう。第３号において同じ。）が各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき法人税関係特別措置の適用を受ける場合に記載すること。

２　「事業種目」の欄は、連結親法人及び連結子法人の行う事業のうち主たるものの属する業種を記載すること。

３　「連結所得金額又は連結欠損金額」の欄は、連結法人の法人税法施行規則別表一の二㈠「１」、別表一の二㈡「１」又は別表一の二㈢「１」の金額を記載すること。

○財務省令第二十三号

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）の施行に伴い、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　**直人**

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

２　第二条の規定は、財務大臣又はその委任を受けた職員が、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第二項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に繰り入れる場合に準用する。この場合において発する国庫金振替書には、振替先として「財務省大臣官房」と記載し、かつ、払出科目として「財政融資資金・財政投融資特別会計財政融資資金勘定積立金」、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計財政融資資金勘定、歳入」と記載しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○文部科学省令・厚生労働省令第一号

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十五条及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十三条の規定を実施するため、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成六年文部省令第二号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫

厚生労働大臣　長妻　昭

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部を改正する省令

第四条中「財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）」の下に「及びその加盟競技団体（オリンピック競技大会において実施される競技に係る国際団体に加盟している団体に限る。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程の規定は、第二十一回オリンピック冬季競技大会から適用する。

○経済産業省令第十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」を「会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類」に改める。

第一条第八項中「若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利」を「（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）」に改め、同条第九項第六号イ中「者をいう。以下同じ。」を「者をいう。以下この号において同じ。」に改め、同条第十項中「が他の会社」の下に「（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、同条第十一項中「大法人等」を「大会社」に、「法人」を「会社」に改め、同条第十二項第二号イ中「資産（以下）」を「資産（イにおいて」に、「百分の七十以上である会社（以下）」を「百分の七十以上である会社（第六条第二項において」に、「百分の七十五以上である会社（以下）」を「百分の七十五以上である会社（同項において」に改め、同号ロ中「不動産」の下に「（不動産の一部分に

○厚生労働省令第三十六号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十八号）の施行に伴い、及び勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条の二の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四の三中「第二十六条第二十一項第三号」に改める。

第一条の十四の四中「第二十六条第二十一項第四号」を「第二十六条第二十二項第四号」に改める。

第一条の十四の五中「第二十六条第二十一項第五号」を「第二十六条第二十二項第五号」に改める。

第一条の十四の六中「第二十六条第二十二項の規定により読み替えられた同条第二十一項第六号」を「第二十六条第二十二項第六号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年１月１日から施行する。